

第6章 市長の資産等公開の状況

1 2018年度の経過

「政治倫理の確立のための町田市長の資産等の公開に関する条例」は、1995年10月1日から施行されました。

これは、国会議員が行う資産等の公開に準じた措置として、次の3点を公開するものです。

- ①市長が所有する土地、建物、有価証券等の資産を資産の区分に応じ記載した資産等報告書等
- ②市長の前年中の総所得金額等及び贈与により取得した財産にかかる課税価格を記載した所得等報告書
- ③市長が報酬を得て会社等の役員等に就いている場合の当該会社名等を記載した関連会社等報告書

これらの報告書は「市政情報やまびこ（総務部市政情報課）」に備えてあり、情報公開制度と同様、何人もその閲覧を請求することができます。

2018年度は、請求がありませんでした。